

農業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)(先議)要旨

本法律案は、我が国農業をめぐる情勢が大きく変化している中、意欲ある農業の担い手が創意工夫を生かした農業経営を展開するための条件を整備し、担い手となる農業者の経営感覚の醸成等に資する観点から、農業経営の実態に応じた補償の選択、農業生産の実態に即した合理的な補償及び農業共済団体の運営の合理化に資するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業経営の実態に応じた補償の選択

- 1 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の引受方式について、農業共済組合等が複数の引受方式を共済規程等で定めることができるようにすること。
- 2 乳牛の子牛及び胎児について、家畜共済の共済目的とすることができるようにすること。
- 3 果樹共済(収穫共済)の共済目的のうち政令で定めるものについて、樹園地単位方式を導入すること。
- 4 畑作物共済の共済目的の種類のうち政令で定める農作物について、一筆単位方式を導入すること。

二、農業生産の実態に即した合理的な補償

- 1 農作物共済のうち麦に係る災害収入共済方式に品種、栽培方法等による区分を導入すること。
- 2 家畜共済の死亡又は廃用に係る共済金に、支払限度を設けること。

### 三、農業共済団体の運営の合理化

- 1 農業共済団体の組合員は、書面又は代理人をもって選挙権を行うことができるものとする。
- 2 農業共済団体が定款で規定すべきこととされている事項のうち、共済掛金又は保険料その他の事項については、新たに設ける共済規程又は保険規程で規定できるものとする。